国民民主党

党発表著作物・「こくみんうさぎ」利用ガイドライン

2022年10月25日

1 はじめに

平素より、国民民主党の活動へのご支援、ご協力をいただきありがとうございます。 国民民主党では、これまで、多くの支援者の皆様から、党所属議員の肖像を含む顔写真・画像や動画などのコンテンツ、政党ロゴ、党公認キャラクターである「こくみんうさぎ」利用についてのお問い合わせをいただいてきました。

このような状況をふまえまして、国民民主党では、支援者の皆様が安心して、国民民 主党に関する応援画像・写真や動画を作成できるよう、党発表著作物及び「こくみんう さぎ」の利用に関するガイドラインを策定いたしました。

支援者の皆様におかれましては、以下のガイドラインをよくお読みいただき、引き続き、国民民主党への温かい応援をいただけますと幸いです。

なお、このガイドラインは、予告なく改訂されることがあります。 ガイドラインについてのご意見・ご質問はこちらからからお寄せください。

2 国民民主党が公表した動画・画像(党発表著作物)の利用について

(1) 党発表著作物の範囲

このガイドラインの対象となる動画・画像等の著作物は、国民民主党が発行・管理する広報誌、ウェブサイト、SNS サービスにて公開された著作物のうち、国民民主党に著作権が帰属しているものに限ります。国民民主党に権利が帰属していない画像や動画、党所属議員が自らの広報誌ウェブサイトや SNS サービスにて公開した動画や画像は本ガイドラインの対象外です。

(2) 許諾される利用方法

支援者の皆様は、次項の禁止事項に該当しないかぎり、国民民主党を応援する目的 で以下の態様で党発表著作物を利用することができます。

- ① 営利目的*1でない転載・複製
- ② 営利目的※1でない二次的著作物※2の製作並びに頒布及び公衆送信

- ※1 営利目的:対価を得る目的をもって行う一切の党発表著作物の利用を意味します。 例えば、切り抜き動画を収益化したり、二次的著作物を販売したりする 行為は営利目的に該当します。
- ※2 二次的著作物:党発表著作物を利用して製作する画像、3DCG、動画、 アニメーション、音楽、立体物その他一切の創作物を意味します。

(3) 禁止行為

前項の許諾された態様の利用方法であっても、以下に該当する場合は党発表著作物を利用することはできません。

- ① 報道機関等第三者の著作権の侵害を行っている場合
- ② 法令に違反する行為に該当し、又は法令に違反する行為を惹起させる場合
- ③ 公序良俗に違反する場合
- ④ 党発表著作物を使用した著作物等を販売したり、使用して広告収入を得るな ど、営利目的の利用をしていると評価される場合
- ⑤ 国民民主党の支援を目的としない利用の場合
- ⑥ 党のイメージを損なう可能性がある場合
- (7) その他第三者の著作権その他の権利を侵害する態様の利用の場合

3 政党ロゴ及び「こくみんうさぎ」の利用について

(1) 政党ロゴについて

国民民主党の政党ロゴは次のとおりです。



なお、政党ロゴに使用されている色は以下のとおりです

【国民民主党オレンジ】○プロセスカラー:M30%+Y100%

【国民民主党ブルー】 ○プロセスカラー:C100%+M70%+K25%

(2) 「こくみんうさぎ」について

こくみんうさぎに使用されている色は以下のとおりです。

オレンジ:#f5b500 ブルー:#043e80

こくみんうさぎの公式イラストは以下のとおりです。

ポーズ一覧

1 答えを出す Output ANSWER	2 お願い (祈願)	3 走る	4 ジャンプする	
5 空看板をもつ			6 遠くを見る	7 演説する (訴える)
8 111/12	9 挙手	10 感泣	11 考える (悩む)	12 ガッツボーズ
13 まる (友達の輪)	14 バツ	15 了解(敬礼)	16 えいえいおー	17 お願い (目キラキラ)
18 拍手	19 ドン引き	20 ペコリ	21 びっくり	22 フレっフレっ
	O I		J. Z.	
23 L # E # C	24 にやり	25 おつかれさまです	26	27 万歳
28 立ち向かう	29 座る			
+				

(3) 許諾される利用方法について

支援者の皆様は、次項の禁止事項に該当しないかぎり、国民民主党を応援する目的で以下の態様で「政党ロゴー及び「こくみんうさぎ」を利用することができます。

【政党ロゴ】

① 営利目的*1でない転載・複製

【こくみんうさぎ】

- ① 営利目的*1でない転載・複製
- ② 営利目的*1でない二次的著作物*2の製作並びに頒布及び公衆送信

(4) 禁止行為

前記2(3)の記載事項の他、政党ロゴの利用にあたっては以下の行為を禁止します。

【政党ロゴ】

- ① 指定色以外の色で表示すること
- ② ロゴの内容を改変すること

(5) 「こくみんうさぎ」の二次的著作物の製作にあたって

前記のほか、こくみんうさぎの二次的著作物を製作する場合は以下の事項を遵守 してください。

- ① そのシルエットやディテールまたは色によってこくみんうさぎと判別可能なようにすること。
- ② こくみんうさぎの色は指定色を使用すること。ただしシルエットのみの場合はお好きな色をお使いいただけます。

4 共通事項

(1) 非公認の表示

支援者の皆様が製作した二次的著作物を公表する場合には、「非公式」であると判別できるようにしてください。(なお、本ガイドライン以前に公表した二次的著作物についてはこの限りではありません。)

なお、国民民主党では二次的著作物の公認などは行っておりませんので、あしから ずご了承ください。

(2) ガイドライン非準拠行為への対応

ガイドラインに準拠していない党公表著作物、政党ロゴ、「こくみんうさぎ」の利用が発覚した場合、国民民主党は利用の差止請求や損害賠償請求を含む法的措置を 講じることがあります。あしからずご了承ください。

(3) 免責事項

- ① 今後公表される党公表著作物において、本ガイドラインと異なるレギュレーションが採用される場合があります。その場合は別途告知いたしますので、当該 レギュレーションに準拠して著作物を利用してください。
- ② 国民民主党の政策を訴求頂く場合には、党が公開している情報をよくご確認・ ご理解いただいたうえでの訴求にご協力ください。(誤った情報を載せないよう にしてください)。
- ③ 本ガイドラインは予告なく変更することがあります。ご了承ください。
- ④ 党発表著作物や政党ロゴ、「こくみんうさぎ」を使用したことにより生じた第 三者と紛争について国民民主党は一切責任を負いません。予めご了承ください。

以上